

令和3年6月定例会 常任委員会

土木委員会

委員長名	佐藤政隆
委員会開催日	令和3年7月1日(木)
所属委員	[副委員長]佐藤郁雄 [委員] 江花圭司 荒秀一 安部泰男 円谷健一 宮川えみ子 渡辺義信 満山喜一 西丸武進



佐藤政隆委員長

(1) 知事提出議案：可 決…5件

※[知事提出議案はこちら](#)

(7月 1日 (木))

江花圭司委員

土10ページ、街路事業の市町村負担について、会津若松市の事業内容を説明願う。

まちづくり推進課長

会津若松市の街路事業については、藤室鍛冶屋敷線の事業であり、今年度は用地測量を進める予定である。

江花圭司委員

この事業予算は、毎年予定どおり確保できそうか。

まちづくり推進課長

会津若松市の要望を踏まえ、市と連携しながら国に要望を行うとともに、用地補償等を進めているため、その進捗を加味した上で要求している。

江花圭司委員

事業計画どおりの進捗との理解でよいか。

まちづくり推進課長

現段階では計画どおりに進んでいる。

荒秀一委員

土3ページ、災害復旧費について聞く。今年2月13日の地震は震度6強と非常に強く、相馬市北部や新地町の港湾関係施設等を中心に大きな被害をもたらした。令和3年2月定例会の土木委員会で復旧状況について質問した際は査定中との説明であったが、港湾施設をはじめとする土木部関連施設の復旧に必要な財源は十分に確保できたか。

港湾課長

復旧に必要な予算は、十分確保できたと考えている。

荒秀一委員

相馬福島道路が開通し、港湾施設の利用に対する期待が非常に高まっている中、改修等に対して様々な意見が私に寄せられている。予算確保の次は改修工事が行われるが、地元からは計画どおりに進捗するか心配の声が上がっているため、予定どおり対応可能か考えを聞く。

港湾課長

相馬港については地震の影響で大部分が被災し支障を来している状況であるため、復旧に当たっては港湾利用者と協議を行い、岸壁の利用計画等を立てながら進めたい。

荒秀一委員

改修工事は大規模になると認識している。施工業者等の決定はこれからと思うが、今後の見通しを聞く。

港湾課長

被災箇所への復旧に当たっては早期着工に努めるとともに、多くの箇所でも今年度中の完了を目指したい。

宮川えみ子委員

2月13日の地震で被害に遭った港湾関係の復旧に当たっては、今回の補正予算で大方完了する見込みとの理解でよいか。

港湾課長

被災箇所への復旧は今回の補正予算で全て完了できると考えている。

宮川えみ子委員

土8ページ、県の行う建設事業等に対する市町村の負担について聞く。負担割合は、地方財政法第27条第1項で定められているとのことだが、市町村の負担割合決定に当たり県の裁量はないのか。

砂防課長

急傾斜事業の負担割合は、斜面の規模や位置する場所、保護する施設の種類など、その状況に応じて5%、10%、20%と自動的に決定する。

まちづくり推進課長

街路事業の負担割合は、道路法第52条第1項において「区域内の市町村を利するものについては、当該市町村に対してその工事または維持に要する費用の一部を負担させることができる」と定められており、具体的な負担割合は明記されていないものの、本県は昭和61年度から5%である。

下水道課長

下水道事業は、下水道法の規定に基づき利益を受ける市町村のみが費用の一部を負担しており、具体的な内容として、建設に関する負担額は事業費から国費を除いた額のおおむね2分の1であり、維持管理費に関する負担額は処理区ごとの流入水量や処分汚泥量の単価で決定している。

宮川えみ子委員

全国的には負担のない地方自治体もあるようだが、砂防事業と街路事業については、負担割合の決定に当たり県に裁量はないとの理解でよいか。

砂防課長

急傾斜事業は、負担割合が20%の市町村に対して県が半分負担することで軽減を図っている。

宮川えみ子委員

政治的な考え方になってしまうが、負担割合をさらに低くすることに法的な問題はないか。

砂防課長

本県の急傾斜事業の負担割合は受益者負担の考えの下、原則国が定めた割合に基づき設定しており、負担割合が20%の区分に限り市町村の軽減を図っているが、東北地方の状況としては負担軽減策のない県もあるため、これ以上低くすることは困難と考える。

まちづくり推進課長

委員指摘のとおり、街路事業において負担していない地方自治体は令和元年度11月現在で12都道府県あり、東北地方の負担割合の状況としては青森県が15%、宮城県が10%、本県が5%である。

なお、街路事業は各市町村中心部で実施される大規模な改良事業であり、まちづくりに極めて大きな役割を果たしているため、当該市町村が定めた都市計画の目的達成に寄与するとの観点からも負担金の抛出は必要と考える。

宮川えみ子委員

土14ページ、工事請負契約の一部変更について、変更になった理由を詳しく説明願う。

港湾課長

契約変更の理由については、ベルトコンベアの乗継建屋を大型化するため建屋基礎部の場所打くい工事が追加で必要となったもの。

宮川えみ子委員

建屋の大型化が必要になった理由を聞く。

港湾課長

今回、石炭に混入している異物を除去するため乗継建屋内へ除去装置の設置が必要となり、併せて本県が基礎工事を施工した建屋の大型化が必要となることから追加工事で基礎打くいを行うものである。

宮川えみ子委員

工事費用は契約時に積算するものだが、石炭の異物除去の必要性についてはその時点では分からなかったのか。契約変更の理由について再度説明願う。

港湾課長

暫定供用中の小名浜港東港受入れ部分の乗継建屋にはもともと異物除去装置が設置されているが、払出し部分へは設置されていない。石炭は元来異物を含んでいるが、今回、同港で取扱う石炭に除去しきれない異物の混入が判明し、払出し部分においても同装置を設置する必要が生じたため、変更契約するものである。

宮川えみ子委員

設計段階では除去可能と想定していたものの、実際は除去できなかったとの説明と理解するが、原因としては石炭の種類や輸入先が関係しているのか。

港湾課長

異物混入の原因は輸入先に限らず、採掘する鉱山の場所、積出し港や積付け環境など、様々である。

宮川えみ子委員

当初の想定以上に異物が混入する結果となった見通しの甘さがあったと理解してよいか。

港湾課長

小名浜港東港は暫定供用中であり、そのような状況下で除去しきれない異物が含まれるケースは当初想定外のため、変更契約により対応したいと考える。

宮川えみ子委員

石炭の輸入国は当初計画から変更があったのか。

また、輸入先の変更に伴い、今後も除去しきれない異物の発生を想定しているのか。

港湾課長

石炭の輸入先は利用者が決定するため県は関与できないが、一定の品質を確保する上で、港湾管理者として異物除去装置の設置が必要と判断する。

荒秀一委員

土1ページ、漁港管理費の漁港維持管理費及び土2ページ、港湾管理費の補正内容について説明願う。

港湾課長

漁港維持管理費については、緊急自然災害事業債を活用して災害復旧の対象外となる漁港施設の復旧を行うものである。
次に港湾管理費の13億1,300万円については、港湾の施設等のうち災害復旧の対象外となる野積み場などの舗装や補修を行うものである。

宮川えみ子委員

土15ページ、民事調停の申立てについて可能な範囲で説明願う。

まず、相手方の世帯のうち義務教育中の者、低年齢者、高齢者、障害者は含まれているか。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による失業者、減収者は含まれているか。

次に、相手方に対して生活保護制度を踏まえたアドバイスは行っているか。また、生活保護者のうち滞納するおそれのある者については、県による代理納付制度の手続きを行っているか。

次に、相手方のうち減免制度の対象になりそうな者に対してアドバイスを行っているか。

建築住宅課長

1点目について、詳細についてはプライバシーに関わるためこの場での説明は控えたい。

次に、新型コロナウイルスの影響による失業者や減収者についてだが、コロナ禍による減収などの事情は納付相談では聞き取っていないため、今後民事調停の中で裁判所の立ち会いの下、協議や相談をしていく。

次に、生活保護制度を踏まえたアドバイスであるが、これまでの納付相談や指導の中で生活保護制度をはじめ、社会福祉政策について十分な説明を行っている。また、代理納付制度の該当者はいないが、内容については生活保護制度の説明と併せて行っている。

次に、減免制度へのアドバイスであるが、県の減免制度の対象になりそうな者に対しては繰り返し説明を行うとともに、全ての入居者に対して年に2回、書面による丁寧な説明を行い、該当者には申請を案内している。

宮川えみ子委員

最初の質問は該当者の有無を聞いているだけであるが、それでも答えられないのであれば仕方がない。先ほど述べた様々な防止策に努めるとともに、明渡し裁判にならないよう万全を尽くしてほしい。

建築住宅課長

これまでも納付相談や協議を継続して行っており、今後は裁判所の権限の下、調停委員を含めて滞納者の家計や身体の状態など、様々な事情を踏まえながら家賃滞納の解消に向けて話し合いを進めたい。

江花圭司委員

技能労働者の確保や育成に係る新たなシステムとして建設キャリアアップシステムがある。このシステムの登録者数が増えれば県内建設業従事者の処遇改善、人材育成、担い手不足や技能承継の課題解決のほか、優秀な技能者が所属する地元事業者の施工能力の見える化が図られ、事業者と施主側双方のメリットになると考えるが、どうか。

建設産業室長

建設キャリアアップシステムは国が平成31年から運用を始めており、このシステムを取り入れることで技能者についてはレベル1～4までの段階に応じて給与等の処遇を決めることが可能となるなど、建設業が抱えている担い手不足等の課題解決に資するものである。

現在、このシステムはレベルに応じた処遇が反映されないなど、不完全な面があるものの、事業者や技能者の登録は進んでいるため、今後登録された情報等の連携が進み、施工能力等の見える化が図られるよう国、県、業界が連携しながら普及促進に努めている。

江花圭司委員

普及促進に当たって、どのような活動や支援を行っているか。

建設産業室長

主な内容として、建設キャリアアップシステムに登録し、現場で使用する場合は総合評価方式の入札過程で加点評価を

行うほか、業界団体と連携し、様々な機会を捉えて啓発活動を行っている。

江花圭司委員

会津地域のダムは豪雨による安全確保策として毎年7月頃に放水を行い、ダムの貯水量を少なくしているが、会津北部にある日中ダムは他のダムより放水時期が早いため、夏場の渇水期に田んぼへ水が行き渡らない。平成24年及び30年には深刻な水不足による水争いや水泥棒が地域で問題になったことから、それ以降継続して地元から要望が上がっているが、解決に向けた県の考えを聞く。

河川整備課長

ダムの放水時期については、過去の雨量データや現地の特徴等を基に設定しているため、現実的には個々のダムによって差がある。

また、放水時期の見直しについては、近年、全国各地で雨の降り方が激甚化している状況も踏まえた研究が必要である。

江花圭司委員

地元からは平成24年頃から要望が出ているようであるが、状況は全然変わっていないため何か改善する方策はないのか。毎年、災害級の雨が降っているにもかかわらず、貯水しない状況が続いているため、田んぼへ水が行き渡るよう現場を確認したいが、どうか。

河川整備課長

ダムには洪水調節と利水の二つの機能があるが、降雨状況はその年によって異なるため、全ての渇水に対応することは困難である。

なお、ダムの貯水量が一定量減少した場合は、関係者等で渇水連絡協議会を設置し、地元住民の意見を聴取した上で利用者に対応策を協議したい。

江花圭司委員

例年続いている状況のため現場に足を運び、ダムから川下の末端まで地域の実情を確認するよう願う。

また、国の制度変更に伴い、日中ダムは豪雨災害に対する安全策として、貯水よりも放水へ重きを置いているため、その状況も踏まえた上で農林水産部と連携しながら対応したいが、どうか。

河川整備課長

土木部においては洪水調節機能を有するダムとして日中ダムを管理しており、利水機能に関する内容については東北農政局等と情報共有を図りたい。

安部泰男委員

先日、ほとんどの地方自治体が危険なブロック塀に対する耐震改修促進計画をつくっていないと報道されていたが、本県の状況を説明願う。

建築指導課長

本県は緊急避難路として5路線を指定しており、この路線に面した建築物に付随する建築ブロック塀のうち、道路中心からの距離が2.5分の1の高さ以上、かつ道路に面している延長が25m以上のものは耐震診断の義務が発生するが、本県の指定5路線で該当するブロック塀は見受けられなかった。

安部泰男委員

私の地元では危険なブロック塀のある市町村道が数多く見受けられるが、市町村から計画の作成や財政的な面での相談は県に寄せられていないのか。

計画は市町村がつくるとしても県としては撤去費用等の予算を国から確保するなど、財政面について協力する必要があると考えるがどうか。

建築指導課長

令和2年度から危険なブロック塀を除去または改修する場合、対象者に10万円を上限とした補助を行っており、2年度

は64件の実績がある。

なお、補助率は国、県、市町村を合わせて3分の2であり、補助金は市町村を通じて交付することとなる。

安部泰男委員

市町村において危険なブロック塀の対策が進まない理由としては、補助率の低さが関係していると考え。県道管理者の県に対して市町村道の内容をとやかく言っても仕方ないが、地震発生時のブロック塀倒壊による緊急車両の通行妨害や人的被害などは、宮城県沖地震をはじめとして幾度となく繰り返してきた。そのため、危険なブロック塀の改修がさらに進むよう補助率を上げるなどの対応が必要と考えるが、部長の考えを聞く。

土木部長

危険なブロック塀については、約40年前に発災した宮城県沖地震におけるブロック塀の倒壊事故を発端に認識され始めたが、幾度となく同様の事故を繰り返しており、大阪府で発生したブロック塀の倒壊による小学生の死亡事故を受け、危険なブロック塀の耐震改修等に対する補助制度等が本格化してきた。

県は県道管理が主であるものの、リダンダンシーの考えに基づき、ネットワーク道路や避難路を確保することが重要であるため、緊急避難路においては管理者別に考えるのではなく、国が管理する道路も含めて重点的な対策箇所の整理が必要である。

また、補助事業については開始からまだ日が浅いため、改修等が進まない現状や課題等について掘り下げて市町村から聞き取り、国へ要望を行うとともに予算確保について前向きに対応したい。

円谷健市委員

県道か市道かは不明だが、先日千葉県の通学路上で下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み、死傷者が出る事故が発生した。本県県道の通学路においても歩道やガードレールの未設置箇所は数多くあり、全ての箇所に設置することは予算の観点からも困難と思うが、県内通学路のうちガードレール未設置箇所数について聞く。また、そのような危険箇所を今後調査する考えがあるか。

道路整備課長

通学路の安全対策については平成24年に全国での事故が多発したことを契機に学校関係者、警察、道路管理者が通学路の合同点検を実施し、各市町村がハード、ソフト面において必要な対策や関係機関ごとの役割分担を取りまとめた通学路交通安全プログラムを作成しており、その中で危険箇所を把握している。

また、千葉県で発生した事故を受け、昨日、通学路を総点検するとの報道がされており、県内危険箇所の調査については国からの通知が来次第、関係機関と連携の上、適切に対応したい。

円谷健市委員

危険箇所の調査指示が国から出るとのことだが、市町村道については市町村から調査依頼があると考えられるため、県道の調査と併せてしっかり対応するよう要望する。

宮川えみ子委員

円谷委員の質問に関連して聞く。通学路の安全対策については様々あるが、県は歩道やガードレールだけでなく、地元の声が一番にして地域住民等と相談や工夫しながら通学路を確保するため、道路管理者、警察、学校の連携した取組が大事と言いつつも、このような取組はなしのつぶてであり、改めて強調すべき内容である。通学路の安全確保については、どのような予算を活用しているか。

また、その予算の増額についてどのように考えているか。

道路整備課長

通学路交通安全プログラムに位置づけられている事業については、国の交付金を最大限活用しているが、未対策箇所が多く残っていることから、その解消に積極的に取り組むため今後は予算の拡大に努めていきたい。

宮川えみ子委員

近年、流域治水の考えが非常に重要となっており、それぞれ計画策定が進められている中、夏井川や鮫川などの県管理2級河川については計画内に地元の意見が反映されやすいと聞く一方で、郡山にある逢瀬川は1級河川であるため河川計画に地元の意見が反映されにくいと心配の声が上がっている。また、この河川は継続審査中の請願のある河川でもあり、住民参加型の観点による流域治水計画の推進について、県の考えを聞く。

河川計画課長

1級水系の流域治水プロジェクトについて、阿武隈川水系の流域治水協議会は、国、県、市町村等で構成しており、同協議会が策定するプロジェクトは阿武隈川だけでなく、合流する支川も同一流域として取り扱うため県管理1級河川の逢瀬川も含まれている。

宮川えみ子委員

住民参加という点ではどうか。

河川計画課長

1級河川における流域治水対策に対して個別の意見等がある場合は、最寄りの建設事務所や市町村への相談のほか、説明会を適宜開催しているため、その際に述べてもらうことで意見を反映したい。

宮川えみ子委員

各市町村の代表や技術者がプロジェクト策定に関わるのは当然であるが、用地の問題など、今後は地域住民の様々な協力を得なければ進展しないと考える。県管理の河川であれば地域住民の声が届きやすいが、大規模な計画の場合、地域に直接関係する者の声が届きにくいと考えられ、その辺が心配であるがどうか。

河川計画課長

流域治水プロジェクトは、各流域内の関係者が主体となり洪水被害の軽減を図るための対策策定を目的としており、実際に改修が始まっている工事に関する住民の個別意見であれば、各管内の建設事務所へ述べてもらいたい。

宮川えみ子委員

今後、各地域の計画策定に当たっては地域住民の生の声が届きやすい環境を整えながら進めるよう願うとともに、メンバー調整等についても地域の視点に立って検討するよう要望する。

次に、温暖化の影響により今夏も非常に厳しい暑さが想定され、カナダでは40度以上の高温で多くの人が死亡したとネットニュースで報じられていた。

土木工事の作業員や警備員は非常に厳しい暑さの中での勤務となるため、酷暑時間帯の休憩や現場へ日陰スペースの設置など、熱中症防止対策を義務化しなければ死亡事故につながりかねないが、県の考えを聞く。

技術管理課長

熱中症は例年5～9月頃が多いため、当該期間中の対策を徹底するよう、各建設事務所と調整しながら建設関係の業界団体へ連絡している。

また、協議があれば水分補給用の飲料や塩あめなど、熱中症対策に必要な物資の調達経費を工事費で対応可能としている。

宮川えみ子委員

対応しているとのことだが、私が見ている限りでは対応が不十分な現場が数多く見受けられるため、さらなる徹底が必要と考えるが、どうか。

技術管理課長

各方部ごとに発注者、受注者で構成する安全協議会を開催しており、その中で熱中症の事故防止に向けた安全対策を協議するとともに徹底した注意喚起を依頼している。

宮川えみ子委員

事業主任せで徹底させることには限界があるため、日陰を設けるために必ずパラソルを設置することや体を冷却するこ

となど、具体的な内容を明記した上で義務づけることが必要と考えるが、どうか。

技術管理課長

委員指摘のとおり、県と受注業者の意見を踏まえた上で、様々な考えにより最良な方策を検討したい。

宮川えみ子委員

毎年、気温の上昇が異常であるため、熱中症対策を徹底の上、労働災害を防止するよう要望する。

次に、近年地震が頻発しており、いわき市遠野町の県道や新地町の高速度道路で発生した土砂崩れを受け、私は日頃から利用する道路ののり面の状態を見ているが、ところどころでモルタル吹きつけの心配な箇所が見受けられる。

いわき市や新地町の土砂崩れ発生後、危険箇所は点検済みとの認識であるが、県道における危険箇所数及びそのうち対策が早急に必要箇所数について聞く。

道路管理課長

県道のモルタル吹きつけののり面については、落石や岩石崩落の点検項目により定期的に防災点検を実施しており、約2,200か所の危険箇所のうち約45%の1,000か所程度で補修完了、残り1,200か所程度が未対策となっている状況であるため、国土強靱化5か年加速化事業等を活用し、前倒しで対策を進めることで道路の安全確保に取り組んでいきたい。

また、2月13日の福島県沖地震により発生した国道113号及びいわき石川線の崩落を踏まえ、揺れの強かった地域において緊急点検を実施した結果104か所で詳細調査が必要と確認されており、当該箇所については今後、詳細調査や復旧対策に向け、事業を進めていきたい。

荒秀一委員

先ほどの宮川えみ子委員の質問に関連して聞く。流域治水プロジェクトについて、今年8月には2級水系のうち4水系で策定作業を進めるとのことだが、このプロジェクトの対象となる2級水系の河川について聞く。

河川計画課長

2級水系の流域治水プロジェクトについては、東日本台風で非常に被害の大きかった夏井川、鮫川、小泉川、宇多川で流域治水協議会を立ち上げ、プロジェクト策定に向けて現在進行中である。

なお、浜通りには全部で36水系あり、これらの水系については流域の市町村や関係者等と協議、調整を行いプロジェクトを策定する水系を選定した上で作業を進めることとなる。

荒秀一委員

プロジェクトには私の地元の小泉川や宇多川が含まれており、台風被害が大きかった河川のため地域住民からも安堵の声が寄せられている。

これらの河川においては様々な復旧作業が進められており、今後は河川管理について考えていかなければならないが、県や業者だけの管理には限界があるため、市町村、河川利用者、地域住民など、全体で協力し合い大切な自然を守っていくことが重要と考えるがどうか。

河川整備課長

草刈り等の河川管理は基本的に県が実施するが、うつくしま川サポート制度を活用し、地域団体が維持管理を行う方法もあり、現在、県内には維持管理を行う地域団体が約70ある。また、草刈りの労力を軽減する観点から地域団体へ貸出し用の草刈り機を購入するなど、地域環境整備の効率化を進めるとともに、地域団体の増加に向けて取り組んでいく。

荒秀一委員

地域の高齢化や人の移動などにより河川管理を取り巻く環境が変化する中で、地域全体が責任を持って管理する時代が来ており、住民参加型による管理の考えの下、状況変化に対応しながら進めていくことが肝要であるが、管理方法の現状について説明願う。

河川整備課長

うつくしま川サポート制度による管理の場合は県、市町村、地域団体の三者が協定を締結し、それぞれが役割分担を決

めることで効率化を図っており、協定内容等に変更が生じた場合は、適宜見直しを行っている。

また、県が河川管理者として草刈り等の管理を行うのはもちろんのこと、市町村への委託により草刈りを実施してもらうケースもあり、様々に対応している。

安部泰男委員

流域治水関連法として特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律が施行され、国は浸水想定区域を設定する河川数を現在の約8倍に拡大する目標を掲げているが、本県の浸水想定区域を設定している河川数及び法律を踏まえた上で今後どのように増やしていくのか聞く。

河川計画課長

本県においては特定都市河川に指定している河川はない。特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律は、現在詳細な政令や省令、ガイドラインを作成段階のため制度の詳細が示され次第、対応を検討したい。

安部泰男委員

流域治水関連法の改正内容では、地方自治体と民間業者が雨水貯留浸透施設を整備することも念頭に置いているようだが、現段階の同施設に対する本県の考えを説明願う。

河川計画課長

特定都市河川浸水被害対策法の改正に基づく雨水貯留浸透施設整備については、現時点の情報では民間事業者が整備を行う場合、整備費用を補助することとなっている。

なお、同施設は流域治水プロジェクトの中で進めたいとの意向を示している市町村があるため、そのような市町村に対しては様々な情報提供を行いながら進めたい。

安部泰男委員

県として雨水貯留浸透施設整備の考えは持っていないのか。

河川計画課長

雨水貯留浸透施設整備への補助は、現時点で民間事業者や河川管理者以外の地方公共団体が整備するものとされているため、県としては市町村や民間事業者に対して情報提供等を行っていききたい。

佐藤政隆委員長

私から1点述べる。昨日菅総理大臣が、通学路の緊急点検について会見を行った。先ほどの答弁のとおり、過去にも緊急点検を実施しているとのことだが、子供の視点に立った上で、改めて危険箇所の点検を行うよう願う。